ふるさと納税返礼品発送業務委託要求水準書

1 委託業務の目的

本市に寄附された方へのお礼として、会津若松らしい魅力ある地元産品や本市への誘客のきっかけとなる体験型の返礼品(宿泊券・優待券、ものづくりや収穫、見守りなど)等を贈り、感謝の気持ちを伝えるともに、本市の更なるPRや地域活性化に寄与することを目的とする。

2 委託業務名

ふるさと納税返礼品発送業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで (ただし、発送業務は令和4年10月21日(金)(予定)から実施。)

4 予定件数

890件(ただし、寄附者数及び受注者数により増減する場合がある。)

5 業務内容

(1) 返礼品の提案

(返礼品の内容)

- ア 返礼品は、次の(ア)から(カ)までの金額のものとし、いずれも1品以上とすること(詰め合わせ、セット可)。
 - (ア) 1 件あたり 2,700 円 (消費税抜き) 相当のもの (寄附金額 10,000 円)
 - (イ) 1 件あたり 8,100 円(消費税抜き)相当のもの (寄附金額 30,000 円)
 - (ウ) 1 件あたり 13,600 円 (消費税抜き) 相当のもの (寄附金額 50,000 円)
 - (エ) 1 件あたり 19,000 円 (消費税抜き) 相当のもの (寄附金額 70,000 円)
 - (オ) 1 件あたり 27,200 円 (消費税抜き) 相当のもの (寄附金額 100,000 円)
 - (カ) 1 件あたり 136,300 円 (消費税抜き) 相当のもの (寄附金額 500,000 円) とし、1 件あたりの価格には、諸経費 (箱代等) も含めるものとする。

また、上記区分以外でも、消費税込み(消費税 10%)で寄附金額の3割以内となる返礼品の提案も可能とする。ただし、この場合において、寄附金額は下限を10,000円とし、かつ1,000円単位とする。(例:返礼品の額5,000円(消費税抜き) 寄附金額19,000円)

なお、全ての金額の返礼品を提案しなくてはならないものではなく、調達及び発送等が可能な範囲で提案すること。(例:(ア)と(エ)のみの提案、(イ)と寄附金額 15,000円のみの提案等も可)

- イ 市は返礼品1件につき、発送に要した費用(送料)を別途支払うものとする。なお、返礼品を分割して発送する場合は、2回分までは市が支払うものとし、冷蔵発送対応による加算分も、2回分まで市が支払うものとする。また、サービスの提供に係る返礼品について、サービス利用券等を送付する際は、簡易書留やレターパック等、配送状況を確認できる方法により送付すること。
- ウ 返礼品については、受注者の責任において、実勢価格等を勘案し、社会通念上相当と 認められるものとすること。(参考小売価格がわかるもの(カタログ等値段が表示された もの)を提示すること。)
- エ 返礼品は、本市の魅力を伝えるため、地場産業の振興の観点から、地元産品については会津若松市内で生産、製造、加工(会津若松市産)されたものとすること。また、本 市への誘客のきっかけとなる体験型の返礼品(宿泊券・優待券、ものづくりや収穫、見 守りなど)についても積極的に提案すること。

なお、体験型の返礼品については、会津若松市内で体験等ができるものとし、原則と して有効期限が発行日から1年間以上あること。サービス型の返礼品については、市内 の事業所からサービスの提供を行うものであること。

(体験型返礼品の例) 民工芸品等のものづくり体験、農産物等の収穫体験 など (サービス型返礼品の例) 市内在住の高齢者の訪問・見守り、市内墓地の掃除 など

- オ 年間を通して発送できるもの、季節限定のもの、数量限定のもののいずれも可とし、 寄附者が複数から選択できることが望ましい。
- カ 国からの通知(平成28年4月1日付け及び平成29年4月1日付け総務大臣通知)を 踏まえ、金銭類似性や資産性が高いものについては留意すること。また、換金性のある もの等については、寄附者本人が適切に利用できるための対策をとること。
 - 国通知返礼品(特産品)送付への対応について(一部抜粋)
 - (ア) 寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、当該 返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附 の募集をする行為(下記)については、自粛していただきたいこと。
 - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示
 - (イ) ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為(下記)に ついては、自粛していただきたいこと。
 - ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)
- キ 返礼品は、平成31年4月1日付け総務省告示第179第5条の規定に則したものとすること。

(返礼品の決定手続)

- ア 別紙様式により、返礼品の写真、品名、規格等を記載すること。
- イ 提案された返礼品をもとに、市と受託候補者双方で協議、調整の上、送付する返礼品 を決定する。

(2) 返礼品の画像の提供

受注者は、市の求めに応じ、市がふるさと納税のPRのために必要とする返礼品の画像を提供するものとする。

(3) 返礼品の調達及び発送

- ア 市は、月1回、「返礼品発送名簿」を受注者に提供することにより、返礼品の発送について指示する。
- イ 受注者は、決定された返礼品を自ら調達し、概ね2週間以内に指示された送付先に事 前連絡の上、返礼品を送付する。
- ウ イに関わらず、季節限定品等で発送時期が限定される場合等においては、市は、必要 に応じて送付を指示することがある。
- エ 返礼品の調達については、安定的な確保と品質管理を行うこと。
- オ 生産中止、天災等の理由により、品物が確保できない場合等においては、受注者の責任において代替品を提案し、市と協議の上対応するほか、他の代替方法を講じるものとする。
- カ 返礼品の変更(追加または削除)については、あらかじめ市と協議し承諾を得た上で、 変更することができる。
- キ 寄附者の希望する配送日及び時間帯での発送に努めること。
- ク 返礼品を送付する際は、市が提供する資料を同梱すること。
- ケ 受注者の商品に関する資料を同梱する際は、事前に市の了承を得ること。

(4) 情報の発信

受注者は、本市のふるさと納税制度のPRを、店頭やインターネット等様々な媒体を通 して行うよう努めるものとする。

(5) 寄附者からの問い合わせ及び苦情等への対応

受注者は、寄附者からの以下の事項について対応すること。

- ア 返礼品の内容についての問い合わせ
- イ 返礼品の発送状況についての問い合わせ
- ウ 返礼品に関する苦情及び事故への対応 苦情及び事故があった場合は、誠意と責任を持って対応することとし、併せて、速や かに、経過及び対応について市へ書面により報告すること。
- エ 問い合わせ等への対応は、原則として月曜日から金曜日(祝日を除く。)とし、その日 中の時間帯は、市と協議の上、決定するものとする。
- オ 問い合わせ等への連絡先を明示すること。

6 実績報告

受注者は、当該月の返礼品発送業務について、翌月5日まで(令和5年3月分の返礼品発送業務にあっては令和5年3月31日まで※)に、返礼品発送実績報告書を市へ提出し、市は検収するものとする。

7 委託料の支払

市は、返礼品発送実績報告書を受領し、検収に合格したと認めるときは、1件につき返礼品の金額に消費税を加算し、さらに発送に要した費用(送料の内訳の分かる書類を添付すること)を加えた額を、適法な請求を受理した日から30日以内に、受注者に支払うものとする。

8 業務フロー図

